

# 重要事項説明書

## 1 施設の概要

事業所名称	矢板市在宅介護支援センターアゼリア
代表者	理事長 尾形 享一
介護保険指定事業者番号	0971100011
事業所所在地	栃木県矢板市中2011番地4
連絡先	電話 0287-44-2108 ファックス 0287-44-2109
事業所の通常の実施地域	矢板市、塩谷町、さくら市、大田原市(旧大田原市内)、那須塩原市(旧西那須野町、塩原町)及び高根沢町

## 2 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	指定居宅介護支援の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、介護支援専門員が要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態等になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。</li><li>2. 指定居宅支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。</li><li>3. 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。</li><li>4. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。</li><li>5. 事業の運営に当たっては、関係市町、地域包括支援センター、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。</li><li>6. 事業所は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、介護保険法第118条の2第2項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。</li></ol>

### 3 職員の職種、人数及び職務内容

職 種	職 務 内 容	人 員 数
管 理 者	管理者は、主任介護支援専門員とし支援事業所の従業者の管理及び業務を一元的に行うと共に、自らも指定居宅介護支援の提供に当たることとします。	常勤1名
主任介護支援専門員 及び 介護支援専門員	居宅介護支援業務を行います。員数は厚生労働省令で定める基準を下回らないものとすると共に、適正に運営できる員数を適時増員することとします。	常勤4名以上
事 務 職 員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常勤1名以上

### 4 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日 及び 営 業 時 間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分 土曜日 午前8時30分～午後0時30分 但し日曜、祝祭日と12月31日から1月3日を休業とします。
時間外連絡先	24時間体制で連絡が取れる体制を整えております。

### 5 指定居宅介護支援の提供方法

#### (1) 居宅介護支援業務の実施

- ① 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- ② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

#### (2) 居宅サービス計画の作成について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
  - ア 自宅又は、矢板市在宅介護支援センターアゼリアの相談室等において利用者の相談を受けるものとします。
  - イ 利用者の居宅への訪問又は、矢板市在宅介護支援センターアゼリアの相談室等において、利用者及びその家族との面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
  - ウ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たって三団体ケアプラン策定研究会作成による包括的自立支援プログラム方式等に基づく課題分析票を用いて行うものとします。
  - エ 利用する居宅サービスの選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
  - オ 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
  - カ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
- ② 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの

利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。

- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。

ア 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。

イ 利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

- ④ 介護支援専門員は、居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めます。サービス担当者会議の開催については、利用者の状態が安定しており、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用してサービス担当者会議の開催を行うことが出来ますが、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければいけません。

### (3) サービス実施状況の把握、評価について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

- ② 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。

- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。

- ④ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

### (4) 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更をこの居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

### (5) 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

### (6) 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。

- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

### (7) 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス

計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

## 6 指定居宅介護支援の利用料及びその他の費用

- (1) 居宅介護支援のご利用について、公的介護保険の適用がある場合には、居宅介護支援の利用料金全額が公的介護保険から給付され、利用者の自己負担はございません。なお、居宅サービスのご利用については居宅サービス事業者に対するサービス利用料金が別途発生いたしますので、予めご了承ください。
- (2) 利用者が保険料の滞納等により給付制限を受け矢板市在宅介護支援センターアゼリアが法定代理受領をすることができない場合には、利用者は矢板市在宅介護支援センターアゼリアに対し、下記居宅介護支援の利用料金のお支払いが必要となります。(償還払いとなる) その場合には、利用者は後日、居宅介護支援提供証明書及び領収書を利用者の住所のある市区町村の窓口にて提示すると、下記居宅介護支援の利用料金全額の払い戻しを受けることができます。

### 【居宅介護支援費】

取扱い件数区分	要介護度区分	
	要介護 1～2	要介護 3～5
介護支援専門員 1 人当たりの利用者の数が 45 人未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ 10,860円	居宅介護支援費Ⅰ 14,110円
介護支援専門員 1 人当たりの利用者の数が 45 人以上の場合において、45 以上 60 未満の部分	居宅介護支援費Ⅱ 5,440円	居宅介護支援費Ⅱ 7,040円
介護支援専門員 1 人当たりの利用者の数が 45 人以上の場合において、60 以上の部分	居宅介護支援費Ⅲ 3,260円	居宅介護支援費Ⅲ 4,220円

※ 当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記金額の 50/100 又は 0/100 となります。また、特定事業所集中減算に該当する場合は、上記金額より 2,000 円を減額することとなります。

※ 45 人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、45 件目以上になった場合に居宅介護支援費Ⅱ又はⅢを算定します。

加 算	加算額	内 容 ・ 回 数 等
初 回 加 算	3,000 円	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が 2 区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合

入院時情報連携加算Ⅰ	2,500円	入院の日に病院等の職員に必要な情報提供をした場合(Ⅰ) ※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。
入院時情報連携加算Ⅱ	2,000円	入院の日から3日以内に病院等の職員に必要な情報提供をした場合(Ⅱ) ※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。
退院・退所加算(Ⅰ)イ	4,500円	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得るための連携を行い居宅サービス計画の作成をした場合。 (Ⅰ)イ 連携1回 (Ⅰ)ロ 連携1回 ※カンファレンス参加 (Ⅱ)イ 連携2回以上 (Ⅱ)ロ 連携2回 ※内、1回以上カンファレンスに参加 (Ⅲ) 連携3回以上 ※内、1回以上カンファレンスに参加
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	6,000円	
退院・退所加算(Ⅱ)イ	6,000円	
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	7,500円	
退院・退所加算(Ⅲ)	9,000円	
通院時情報連携加算	500円	利用者が医師及び歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合(一月につき)
同一建物減算	所定単位数の5%減算	利用者が居宅介護支援事業所と併設・隣接しているサービス付き高齢者向け住宅等に入居している場合や、複数の利用者が同一の建物に入居している場合。
特定事業所加算(Ⅱ)	4,210円	「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合(一月につき)
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円	病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問しカンファレンスを行いサービス等の利用調整した場合(月2回限度)

## 7 居宅介護支援実施地域及び実施地域以外の交通費について

通常の実施地域	矢板市、塩谷町、さくら市、大田原市(旧大田原市内)、那須塩原市(旧西那須野町、塩原町)及び高根沢町
交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、その実費を徴収します。尚、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収します。 15k m未満…500円/5k m～10k m未満…1,000円 ※10k m以上1k m毎に100円が加算されます。

## 8 居宅介護支援提供の留意事項について

- (1) 利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めるとや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。
- (2) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (3) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとしします。
- (4) 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。
- (5) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は、以下のとおりです。

①前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	36%	地域密着型通所介護	8%
通所介護	46%	福祉用具貸与	58%

②前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービス毎の、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	矢板市在宅介護支援センターアゼリア	60%
	サクラケアラーやいた	14%
	SOMPO ケア矢板訪問介護	12%
通所介護	デイサービス元気倶楽部	38%
	デイサービスかさね	35%
	家族の家ひまわり矢板	5%
地域密着型通所介護	デイサービスセンター助や	66%
	デイサービスセンターひだまり	27%
	老人デイサービスセンターこすもす	6%

福祉用具貸与	エポックケア	70%
	ソネット株式会社	10%
	ひまわり館	9%

判定期間 (令和 5年度)

前期 (3月1日から8月末日) ・ 後期 (9月1日から2月末日)

## 9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。【責任者：赤塚 邦孔 (管理者)】  
虐待防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができる。) を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施をしています。
- (4) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者 (利用者の家族等高齢者を現に養護する者) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報します。

## 10 身体拘束について

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為 (以下「身体的拘束等」という。) は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

## 11 秘密保持と個人情報保護、情報提供について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</li> <li>・ 事業者及び事業者の使用する者 (以下「従業者」という。) は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</li> <li>・ この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</li> <li>・ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</li> </ul>
------------------------	--

<p>個人情報の保護について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</li> <li>事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</li> <li>事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</li> </ul>
<p>情報提供について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者及び利用者の家族の個人情報を用いる場合、予め文書により利用者及び利用者の家族の同意を得た上で情報を提供致します。</li> <li>利用者の服薬状況、口腔機能等の情報について、必要な場合は主治医若しくは歯科医師、薬剤師に情報を提供致します。また、居宅サービス計画作成に当たり、意見を求めた主治医等に居宅サービス計画書を提供致します。</li> </ul>

### 1.2 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

### 1.3 緊急時の対応方法

<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。</li> <li>緊急連絡先に連絡いたします。</li> </ul>		
<p>利用者の主治医</p>	<p>氏 名</p>	
	<p>医療機関の名称</p>	
	<p>所 在 地</p>	
	<p>電 話 番 号</p>	
<p>協力医療機関</p>	<p>医療機関の名称</p>	<p>尾 形 ク リ ニ ッ ク</p>
	<p>院 長 名</p>	<p>尾 形 享 一</p>
	<p>所 在 地</p>	<p>栃木県矢板市末広町45番地3</p>



	電 話 番 号	0 2 8 7 - 4 3 - 2 2 3 0
	入 院 設 備	有 り
緊急連絡先	氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	
	昼 間 の 連 絡 先	
	夜 間 の 連 絡 先	

#### 1 4 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

#### 1 5 非常災害対策について

事業所は、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・地震等の自然災害並びに感染症に対処するため、事業継続に向けた計画（BCP）の策定、研修の実施、訓練（シュミレーション）を年2回実施します。

#### 1 6 衛生管理等について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

#### 1 7 サービス利用にあたっての禁止事項について

利用者及びその家族、関係者等において、次の掲げるいずれかの事由が発生した場合には、やむを得ずサービスを終了する場合があります。

- (1) 従業員に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどのハラスメント行為
- (3) サービス利用中に従業員の写真や動画撮影、録音などを無断で行うこと。また、SNSなどに掲載すること。

#### 1 8 サービス提供に関する相談、苦情対応について

##### (1) 相談苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- イ 相談及び苦情（以下、苦情等）に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- 1 苦情等を受け付けた担当者は、受付処理台帳に記載。
- 2 苦情等についての事実確認を行う。
- 3 苦情等処理方法を記載し、管理者の決済を得る。
- 4 苦情等処理について関係者との連携を行う。
- 5 苦情等処理の改善については利用者に確認を行う。
- 6 苦情等処理は1日以内で行うことを原則とする。
- 7 苦情等処理についての成果等を台帳に記入し再発を防止する。

(2) 苦情申立の窓口

<b>【事業者の窓口】</b> 相談、苦情等の窓口は介護支援専門員が直接担当する。	所在地 栃木県矢板市中2011番地4 電話番号 0287-44-2108 ファックス番号 0287-44-2109 管理者 赤塚 邦孔
矢板市 高齢対策課	所在地 栃木県矢板市本町5番4号 電話番号 0287-43-3896
塩谷町 高齢者支援課	所在地 栃木県塩谷郡塩谷町大字玉生955番地3 電話番号 0287-47-5173
さくら市 高齢課	所在地 栃木県さくら市氏家2771番地 電話番号 028-681-1155
大田原市 高齢者幸福課	所在地 栃木県大田原市本町1丁目4-1 電話番号 0287-23-8740
那須塩原市 保健福祉部高齢福祉課	所在地 栃木県那須塩原市共墾社108番地2 電話番号 0287-62-7191
高根沢町 健康福祉課	所在地 栃木県塩谷郡高根沢町大字石末2053番地 電話番号 028-675-8105
栃木県 国民健康保険団体連合会	所在地 栃木県宇都宮市本町3番9号 栃木県本庁合同ビル6階 電話番号 028-643-2220

令和 年 月 日

(乙) 当事業者は、甲 1 に対する居宅介護支援の提供開始に当たり、

甲 1      甲 2

に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

(乙) 居宅サービス事業者

主たる事務所所在地	栃木県矢板市中 2 0 1 1 番地 4
名 称	医療法人社団 為王会 矢板市在宅介護支援センターアゼリア

説明者	氏名	印
-----	----	---

(甲) 私は、本書面に基づいて乙から上記重要事項の説明を受けました。

私は、居宅介護支援の提供開始に同意します。

(甲 1) 利用者	住所	
	氏名	印

(甲 2) 利用者代理人	住所	
	氏名	印